

(行政記録情報の提供を求める際に明示すべき事項)

第十一条 法第二十九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用目的

二 提供を求める行政記録情報を特定するに足りる事項

三 提供を受けた行政記録情報の管理に関する事項

(手数料の額等)

第十二条 法第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行つた統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 調査票情報の提供に要する時間一時間までごとに四千四百円

二 調査票情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものとの交付 一枚につき百円

ロ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものとの交付 一枚につき百四十円

三 調査票情報の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

2 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条第一項の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに四千四百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものとの交付 一枚につき百円

ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものとの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

4 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

3 法第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 請求一件につき千九百五十円

二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によつてまとめられた匿名データの集合物の一につき四千四百五十円

三 匿名データの提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 第一項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

5 前三項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。

一 特許庁長官に対し、法第三十三条の二第一項の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前三項の手数料の納付を現金である旨を行政機関の長（特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により独立行政法人統計センターに対し手数料を納付する場合

附 則 抄

(施行期日) **第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。(届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）**第二条** 次に掲げる政令は、廃止する。(届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）**第三条** 次に掲げる政令は、廃止する。(届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）**第四条** 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成十九年政令第二百九十九号）(届出統計調査によつて集められた調査票等に関する経過措置)**第五条** 法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号。以下「旧法」という。）の規定により指定都市以外の市が行つた届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条及び第十五条の四の規定は、なおその効力を有する。

(届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条、第十五条の二及び第十五条の三の規定は、なおその効力を有する。)

(調査票の使用に関する経過措置)**第六条** 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧法第十五条第二項の承認であつて、法の施行の際同項の公示がなされていないもの及び法附則第八条第二項の規定により施行日以後になされた承認に係る公示については、なお従前の例による。

2 法の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票の使用に係る承認を得ている者（法の施行の際現に調査票を使用している者を除く。）及び法附則第八条第二項の規定により承認を得た者は、施行日又は旧法第十五条第二項の公示の日のいづれか遅い日から起算して六月を経過する日までの間は、法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができるとする。

(総務省令への委任)**第七条** 前二条に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、総務省令で定める。(施行期日)**附 則** (平成二十一年三月一八日政令第三七号)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。(施行期日)**附 則** (平成二十三年三月三十日政令第四三号)
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。(施行期日)**附 則** (平成二十三年三月三十日政令第三三四号)
この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。(施行期日)**附 則** (平成二十三年一月二六日政令第四二三号)
抄(施行期日)**附 則** (平成二十四年四月一日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。(施行期日)**附 則** (平成二十四年六月一五日政令第一六二号)
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。(施行期日)**附 則** (平成二十四年九月二十日政令第二三八号)
この政令は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年二月二七日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日政令第一三七号）

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日政令第三一八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年八月六日政令第二七三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

附 則（平成二六年一一月一九日政令第三六〇号）

この政令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年一二月二四日政令第四一二号）抄

（施行期日）

この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年一二月九日政令第四一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三四月三一日政令第一〇三号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日政令第二〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第三五三号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一一月二四日政令第三六一號）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一一月二〇日政令第四四号）抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年四月一三日政令第一五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月二一日政令第三四六号）

この政令は、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）の施行の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和元年八月一日から施行する。

附 則（令和元年六月一八日政令第四四号）抄

（施行期日）

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一一月二五日政令第二〇一号）

この政令は、令和一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月九日政令第三四二号）

この政令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、別表第一の二の項上欄の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和三年一二月八日政令第三二四号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の項上欄の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月一六日政令第二一八号）

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附 則（令和五年三月八日政令第四六号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日政令第一五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日政令第三七五号）

この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月十六日）から施行する。

附 則（令和六年一二月三一日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年一二月三一日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月十六日）から施行する。

附 則（令和六年一二月三一日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月十六日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

| 基幹統計 | 区分 | 事務の 都道府県知事が行う事務 | 市町村長が行う事務 | 第一条 | |
|-------------------------------------|-------------|-------------------------|----------------------------|--|---------------------------|
| | | | | 一 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする | 二 統計調査員の設置に関する事務 |
| い 団 の 法 人 負 义 を の 体 他 人 又 う 務 す 告 告 | 基幹統計調査報告義務者 | 一 統計調査員に関する事務 | 一 都道府県知事に対する調査実施上の指導に関する事務 | 一 都道府県知事に対する調査実施上の指導に関する事務 | 一 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 |
| う そ は 個 を る 告 告 | 基幹統計調査報告義務者 | 二 報告義務者を把握するための調査に関する事務 | 二 統計調査員の候補者の推薦に関する事務 | 二 統計調査員の候補者の推薦に関する事務 | 二 統計調査員の候補者の推薦に関する事務 |

| その他の事務 | (統計調査区)調査員が担当すべき区域を以て同一にに関する事務 | | 調査票の配布、取集、審査等に関する事務 | 調査票 | 調査の配布、取集、審査等に関する事務 | 調査員が担当すべき区域を以て同一にに関する事務 | 調査区(統計調査区)に関する事務 |
|--|---|--|---|--|--|----------------------------------|------------------------------|
| | 調査票 | 調査の配布、取集、審査等に関する事務 | | | | | |
| 八、総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに市町村長との連絡に関する事務 | 三 調査票(都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る)の配布に関する事務 | 四 調査票(都道府県知事が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。)の取集に関する事務 | 五 市町村長に対する前号に規定する調査票(市町村長が審査すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。)の送付に関する事務 | 六 調査票(市町村長が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。)の取集に関する事務 | 七 調査票(市町村長が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。)の取集に関する事務 | 八 前号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務 | 九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 |
| 九、市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 | 六 第四号に規定する調査票(前号に規定するものを除く。)の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 | 七 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務 | 十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務 | 十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 | | 五 調査区の設定及び修正に関する事務 |

統を明國に居そび住す等項る以二
計目ら的関住の土居る「に建外
的か及し他地以実とお物で住
とにびるてのの外態いい（人宅
すす地実い住保の並うて以が及
るる域態る宅有住び）「下居び
基こ別を世等状宅にに住こ住住
幹とに全帶に況及現關宅のす宅

| | |
|----|--|
| 十一 | 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 |
| 十二 | 市町村長の行う調査に関する事務 |
| 十三 | 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 |
| 十四 | 大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 |
| 十五 | 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他の前各号に掲げる事務に附帯する事務 |
| 十六 | 市町村長に対する調査票の送付に関する事務 |
| 十七 | 調査票の二次的な審査に関する事務 |

| | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------------------|
| <p>七 調査票の審査に関する事務</p> <p>八 都道府県知事に対する調査 票の送付に関する事務</p> | <p>六 調査区の設定及び修正の補助に関する事務</p> | <p>五 報告義務者の選定に関する事務</p> | <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p> | <p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> | <p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> | <p>一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務</p> | <p>十五 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務</p> | <p>十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p> | <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> |
|--|------------------------------|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------------------|

| 五 世帯の所得分 布及び消費の水準、 構造等を全国的及 び地域別に明らか にすることを目的 とする基幹統計 | | 六 調査票への必要な事項の 記入に関する事務 | |
|--|--|---|--|
| 調査票の配布、 取集、審査等 | 報告義務者に 関する事務 | 統計調査員に 関する事務 | その他の事務 |
| 務 四 調査票の配布に 関する事務 | 二 報告義務者（世帯員の収 入及び支出その他都道府県知 事が調査すべき世帯の所得及 び消費に関する事項として総 務省令で定めるもの）の調査に 係るものに限る。）の選定に關 する事務 | 一 統計調査員の設置に 關する事務 | 八 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |
| 三 調査票の取集に 関する事務 | 八 市町村長に対する調査票 の用紙その他調査のために必 要な物品の送付に関する事務 | 九 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 七 総務大臣、他の都道府県 知事及び市町村長との連絡に 関する事務 |
| 四 調査票の審査に 関する事務 | 九 都道府県の区域における 調査の実施状況の把握に 関する事務 | 十 市町村長の行う調査に 関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 八 市町村の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 |
| 五 調査票の交付に 関する事務 | 十 他必要な事項の報告に 関する事務 | 十一 総務大臣に対する調査 に関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 九 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |
| 六 調査票の審査に 関する事務 | 十一 総務大臣に対する調査 に関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 十二 都道府県知事に対する 調査に関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 八 都道府県知事及び他の市町 村長との連絡に関する事務 |
| 七 調査票の送付に 関する事務 | 十二 総務大臣に対する調査 に関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 十三 前各号に掲げる事務に 附帯する書類の作成及び保管そ の他前各号に掲げる事務に附 帯する事務 | 九 統計調査員に対する調査 票の用紙その他調査のために必 要な物品の送付に関する事務 |
| 八 調査票の取集に 関する事務 | 十三 前各号に掲げる事務に 附帯する書類の作成及び保管そ の他前各号に掲げる事務に附 帯する事務 | 十 市町村の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 | 八 都道府県の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 |
| 九 調査票の交付に 関する事務 | 十 市町村の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 | 十一 都道府県知事に対する 調査に関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 九 都道府県の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 |
| 十 調査票の審査に 関する事務 | 十一 都道府県知事に対する 調査に関する事務の実施状況その 他の必要な事項の報告に 関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 | 八 都道府県の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 |
| 十一 調査票の送付に 関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 | 十三 前各号に掲げる事務に 附帯する書類の作成及び保管そ の他前各号に掲げる事務に附 帯する事務 | 八 都道府県の区域における 調査の実施状況その他の 必要な事項の報告に 関する事務 |

| 六 医療施設の分 布及び整備の実態 並びに医療施設の 診療機能の状況を 明らかにすること を目的とする基 準 | | 七 調査票への必要な事項の 記入に関する事務 | 八 市町村長に対する調査票 (第二号に規定する調査に係る ものを除く。この項第四欄第 六号及び第七号において同じ 。)の送付に関する事務 |
|---|-------------------------------|--|---|
| 五 市町村長に対する調査票 (第二号に規定する調査に係る ものを除く。この項第四欄第 六号及び第七号において同じ 。)の送付に関する事務 | | 九 都道府県知事及び他の市町 村長との連絡に関する事務 | 十 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |
| 一 調査票(地域保健法(昭 和二十二年法律第二百一号)第 五条第一項の規定に基づく政 令で定める市又は特別区(以 下「保健所を設置する市等」 という。)の区域以外の区域に おける調査に係るものに限る ものとし、第五号に規定する ものを除く。)の配布に関する 事務 | 二 前号に規定する調査票の 取集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の 取集及びこの項第四欄第六 の審査 | 四 第一号に規定する調査票へ の必要な事項の記入に関する 事務 |
| 五 調査票(医療法又はこれに 基づく命令の規定による許可申 | 六 その他の事務 | 七 調査票への必要な事項の 記入に関する事務 | 八 都道府県知事及び他の市町 村長との連絡に関する事務 |
| 一 調査票(保健所を設置する 市等の区域における調査に係る ものに限るものとし、第五号に 規定するものを除く。)の配布 に関する事務 | 二 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 九 統計調査員に対する調査票 の用紙その他の調査のために必 要な物品の送付に関する事務 |
| 三 第一号に規定する調査票の 取集及びこの項第四欄第六 の審査 | 四 その他の事務 | 五 調査票への必要な事項の 記入に関する事務 | 十 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |
| 五 調査票(医療法又はこれに 基づく命令の規定による許可申 | 六 その他の事務 | 七 調査票への必要な事項の 記入に関する事務 | 八 都道府県知事及び他の市町 村長との連絡に関する事務 |
| 一 調査票(地域保健法(昭 和二十二年法律第二百一号)第 五条第一項の規定に基づく政 令で定める市又は特別区(以 下「保健所を設置する市等」 という。)の区域以外の区域に おける調査に係るものに限る ものとし、第五号に規定する ものを除く。)の配布に関する 事務 | 二 前号に規定する調査票の 取集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の 取集に関する事務 | 九 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |
| 二 前号に規定する調査票の 取集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の 取集に関する事務 | 四 第一号に規定する調査票へ の必要な事項の記入に関する 事務 | 十 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七 医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計 | 七 調査票 | その他の事務 | 号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 |
| 四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 八 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 六 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 | 四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 |
| 五 調査票（昭和二十三年法律第二百五号）又はこれに基づく命令の規定による許可申請又は届出の書類に基づいて都道府県知事が作成すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務 | 七 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 五 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 | 五 調査票（昭和二十三年法律第二百五号）又はこれに基づく命令の規定による許可申請又は届出の書類に基づいて都道府県知事が作成すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の作成に関する事務 |
| 六 厚生労働大臣、他の都道府県知事及び保健所を設置する市等の長との連絡に関する事務 | 八 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 六 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 | 六 厚生労働大臣、他の都道府県知事及び保健所を設置する市等の長との連絡に関する事務 |
| 七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 | 九 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 七 都道府県知事及び他の保健所を設置する市等の長との連絡に関する事務 | 七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 |
| 八 保健所を設置する市等の長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 | 十 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 八 保健所を設置する市等の長との連絡に関する事務 | 八 保健所を設置する市等の長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 |
| 九 厚生労働大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 | 十一 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 九 都道府県知事に対する調査の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 | 九 厚生労働大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 |
| 十 厚生労働大臣に対する調査票その他の関係書類の提出に関する事務 | 十二 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 十 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務 | 十 厚生労働大臣に対する調査票その他の関係書類の提出に関する事務 |
| 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 | 十三 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 |
| 三 第一号に規定する調査票の取集に関する事務 | 一 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 八 保健、医療、福祉、年金、所得等厚生行政の企画及び運営に必要な国民生活の基礎的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計 | 八 都道府県知事に対する調査の実施状況その他の必要な事項の報告に関する事務 |
| 四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 二 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 九 都道府県知事に対する調査の実施状況その他の必要な事項の報告に関する事務 | 九 都道府県知事に対する調査の実施状況その他の必要な事項の報告に関する事務 |
| 五 調査票（前号に規定する報告義務者の調査に係るものに限るものとし、第五号に規 | 三 調査票（前号に規定する報告義務者の調査に係るものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 十 厚生労働大臣に対する調査票その他の関係書類の提出に関する事務 | 十 厚生労働大臣に対する調査票その他の関係書類の提出に関する事務 |
| 六 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 | 十一 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 |
| 七 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 | 十二 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 十二 都道府県知事に対する統計調査員（この項第四欄第一号に規定するもの）の設置に関する事務 | 十二 都道府県知事に対する統計調査員（この項第四欄第一号に規定するもの）の設置に関する事務 |
| 八 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 | 十三 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 十三 この項第二欄第一号に規定する統計調査員（前号に規定するもの）に対する指導に関する事務 | 十三 この項第二欄第一号に規定する統計調査員（前号に規定するもの）に対する指導に関する事務 |
| 九 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 | 四 調査票（この項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務） | 一 保健所を設置する市等の長が調査実施上の指導を行うべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を把握するための指導に関する事務 | 一 保健所を設置する市等の長が調査実施上の指導を行うべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を把握するための指導に関する事務 |
| 十 厚生労働大臣に対する調査票その他の関係書類の提出に関する事務 | 五 調査票（前号に規定する報告義務者の調査に係るものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 二 都道府県知事に対する統計調査員（うち特定市町村長が調査実施上の指導を行うべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の候補者の推薦に関する事務 | 二 都道府県知事に対する統計調査員（うち特定市町村長が調査実施上の指導を行うべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の候補者の推薦に関する事務 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| その他の事務 | 五 厚生労働大臣、他の都道府県知事及び保健所を設置する市等の長との連絡に関する事務 | 六 都道府県知事及び他の保健所を設置する市等の長との連絡に関する事務 | 五 都道府県知事に対する第一号及び前号に規定する調査票の送付に関する事務 |
| 一 調査票（保健所を設置する市等の区域における調査に関する事務） | 一 調査票（保健所を設置する市等の区域における調査に関する事務） | 一 統計調査員（この項第四欄第一号に規定するもの）に対する指導に関する事務 | 八 都道府県知事に対する調査の実施状況その他の必要な事項の報告に関する事務 |
| 二 前号に規定する調査票の取集に関する事務 | 二 前号に規定する調査票の取集に関する事務 | 二 前号に規定する調査票の取集に関する事務 | 七 都道府県知事に対する調査の実施状況その他の必要な事項の報告に関する事務 |
| 三 第一号に規定する調査票の取集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の取集に関する事務 | 三 保健所を設置する市等の長が調査実施上の指導を行うべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を把握するための指導に関する事務 | 八 都道府県知事に対する統計調査員（前号に規定するもの）に対する指導に関する事務 |
| 四 第一号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 四 報告義務者（保健所を設置する市等の長が調査すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 四 報告義務者（保健所を設置する市等の長が調査すべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 九 都道府県知事に対する統計調査員（うち特定市町村長が調査実施上の指導を行うべきものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）の候補者の推薦に関する事務 |
| 五 調査票（前号に規定する報告義務者の調査に係るものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 五 調査票（前号に規定する報告義務者の調査に係るものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 五 調査票（前号に規定する報告義務者の調査に係るものに限る。）を把握するための調査に関する事務 | 十 前号に規定する調査票の取集に関する事務 |

| | | |
|----|---|---|
| | に 関 す る 事 務 | 定するものを除く。)の配布に 関する事務 |
| | 四 前号に規定する調査票の 取集に関する事務 | 六 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 |
| | 五 調査票(都道府県知事が 作成すべきものとして厚生労 働省令で定めるものに限る。) の作成に関する事務 | 七 調査票(保健所を設置する 市等の長が作成すべきものとし て厚生労働省令で定めるものに 限る。)の作成に関する事務 |
| | 六 市(指定都市を除く。) 特別区及び社会福祉法(昭和 二十六年法律第四十五号)第 十四条第三項又は第四項の規 定に基づき福祉に関する事務 所を設置する町村の長(以下 この項において「特定市町村 長」という。)に対する第三号 及び前号に規定する調査票 (特定市町村長が審査すべきも のとして厚生労働省令で定め るものに限る。)の送付に関す る事務 | 八 第五号及びこの項第三欄第 六号に規定する調査票の審査に 関する事務 |
| | 七 第三号に規定する調査票 (前号に規定するものを除く。) 及びこの項第四欄第七号に規 定する調査票の審査並びにこ の項第四欄第八号に規定する 調査票の二次的な審査に関す る事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 |
| | 八 前号に規定する調査票へ の必要な事項の記入に関する 事務 | 十 都道府県知事に対する第七 号及び第八号に規定する調査票 の送付に関する事務 |
| 事務 | 九 厚生労働大臣、他の都道 府県知事並びに指定都市の長 及び特定市町村長との連絡に 関する事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 |
| | 十 指定都市の長及び特定市 町村長に対する調査票の用紙 その他の調査のために必要な物 品の送付に関する事務 | 十 都道府県知事並びに他の 指定都市の長及び特定市町村長 との連絡に関する事務 |
| | 十一 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十一 都道府県知事並びに他の 指定都市の長及び特定市町村長 との連絡に関する事務 |
| | 十二 指定都市の長及び特定 市町村長の行う調査に関する 事務の実施状況の把握に關す る事務 | 十二 統計調査員に対する調査 票の用紙その他調査のために必 要な物品の送付に関する事務 |
| | 十三 厚生労働大臣に対する調 査に関する事務の実施状況そ の他の必要な事項の報告に關す る事務 | 十三 都道府県知事に対する調 査の広報に関する事務 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|---|--|--|---|---|---|--|--|--|-------------------------------|
| | その他の事務 | 九 農林行政に必要な農業及び林業の基礎的 事項を明らかにすることを目的とする基幹統 計 | 一 統計調査員(農林業經營体(国、都道府県及び市町村の農林業經營体を除く。)の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。)の設置に関する事務 | 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務 | 三 統計調査員の身分を示す証明の交付に関する事務 | 四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務 | 五 調査区の設定及び修正の補助に関する事務 | 六 調査票(市町村の農林業經營体の調査に係るものに限る。)の配布に関する事務 | 七 前号に規定する調査票の取集に関する事務 | 八 第六号及びこの項第三欄第 六号に規定する調査票の審査に 関する事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 | 十 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十一 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 |
| | 四 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 四 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 五 調査区の設定及び修正の補 助に関する事務 | 六 調査票(市町村の農林業經營 体の調査に係るものに限る。)の 配布に関する事務 | 七 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 八 第六号及びこの項第三欄第 六号に規定する調査票の審査に 関する事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 | 十 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十一 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十三 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十四 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十五 都道府県知事に対する第六 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | |
| | 五 調査票(都道府県知事が 作成すべきものとして厚生労 働省令で定めるものに限る。) の作成に関する事務 | 五 調査区の設定及び修正の補 助に関する事務 | 六 調査票(市町村の農林業經營 体の調査に係るものに限る。)の 配布に関する事務 | 七 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 八 第六号及びこの項第三欄第 六号に規定する調査票の審査に 関する事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 | 十 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十一 都道府県知事に対する第八 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十三 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十四 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十五 都道府県知事に対する第六 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十六 前各号に掲げる事務に 関する書類の作成及び保管その 他の各号に掲げる事務に附 帯する事務 | |
| | 六 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 六 前号に規定する調査票の取 集に関する事務 | 七 調査票(保健所を設置する 市等の長が作成すべきものとし て厚生労働省令で定めるものに 限る。)の作成に関する事務 | 八 第五号及びこの項第三欄第 六号に規定する調査票の審査に 関する事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 | 十 都道府県知事に対する第七 号及び第八号に規定する調査票 の送付に関する事務 | 十一 都道府県知事に対する第七 号及び第八号に規定する調査票 の送付に関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十三 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十四 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十五 都道府県知事に対する第六 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十六 前各号に掲げる事務に 関する書類の作成及び保管その 他の各号に掲げる事務に附 帯する事務 | 十七 調査票(保健所を設置する 市等の長が作成すべきものとし て厚生労働省令で定めるものに 限る。)の作成に関する事務 | |
| | 七 調査票(保健所を設置する 市等の長が作成すべきものとし て厚生労働省令で定めるものに 限る。)の作成に関する事務 | 七 調査票(保健所を設置する 市等の長が作成すべきものとし て厚生労働省令で定めるものに 限る。)の作成に関する事務 | 八 第五号及びこの項第三欄第 六号に規定する調査票の審査に 関する事務 | 九 前号に規定する調査票への 必要な事項の記入に関する事務 | 十 都道府県知事に対する第七 号及び第八号に規定する調査票 の送付に関する事務 | 十一 都道府県知事に対する第七 号及び第八号に規定する調査票 の送付に関する事務 | 十二 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十三 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十四 都道府県の区域における 調査の広報に関する事務 | 十五 都道府県知事に対する第六 号に規定する調査票の送付に 関する事務 | 十六 前各号に掲げる事務に 関する書類の作成及び保管その 他の各号に掲げる事務に附 帯する事務 | 十七 調査票(保健所を設置する 市等の長が作成すべきものとし て厚生労働省令で定めるものに 限る。)の作成に関する事務 | 十八 其他の必要な事項の報告に 関する事務 | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|-----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|
| | | | | | | | | |
| 五 四 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。 | 五 四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。 | 六 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。 | 七 第三号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合には、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は五の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。 | 八 八の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。 | 九 九の調査の広報に関する事務 | 九 九の調査の広報に関する事務 | 九 九の調査の広報に関する事務 | 九 九の調査の広報に関する事務 |
| 事務 その他の 事務 | 事務 等に關す る事務 | 調査票の 調査票の 配布、取 集、審 査等に 關する事 務 | 調査区に 關する事 務 | 統計調査 員に關す る事務 | 報告義務 者に關す る事務 | 一 統計調査員の設置に 關する事務 | 一 統計調査員の選定に 關する事務 | 都道府県知事が行う事務 |
| 別表第一（第四条関係） | 基幹統計 | 事務の区 | 分 | 事務の区 | 都道府県知事が行う事務 | 都道府県知事が行う事務 | 都道府県知事が行う事務 | 都道府県知事が行う事務 |
| 一 国民の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的とする基幹統計 | 一 統計調査 | 一 統計調査員の選定に 關する事務 | 二 報告義務者に 關する事務 | 三 調査区の設定及び修正の補助に 關する事務 | 四 調査票の配布に 關する事務 | 五 調査票の取集に 關する事務 | 六 調査票の審査に 關する事務 | 七 調査票への必要な事項の記入に 關する事務 |

| 別表第三（第四条関係） | | 基幹統計 | | 学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計 | | 都道府県の教育委員会が行う事務 | | 市町村の教育委員会が行う事務 | | その他の事務 | | 集、審査等に関する事務 | |
|--|--|--|-----------------------|--|---|--------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------|--|----------------|
| 事務 | 区分 | 報告義務者に關する事務 | 調査票の配布、取集、審査に關する事務 | 二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この表及び別表第四の一の項において同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 | 一 報告義務者（都道府県の教育委員会が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務 | 八 調査の広報に関する事務 | 九 國土交通大臣に対する調査票の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 | 十 國土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 | 七 國土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 | 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務 | 四 調査票の取集に関する事務 |
| 四 第二号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 | 二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この表及び別表第四の一の項において同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 | 一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 | 二 前号に規定する調査票の取集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務 | 四 都道府県の教育委員会に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務 | 五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務 | 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 七 國土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 | 八 調査の広報に関する事務 | 九 國土交通大臣に対する調査票の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 | 十 國土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 | |
| 四 第二号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 | 二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）、同法第一百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この表及び別表第四の一の項において同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 | 一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務 | 二 前号に規定する調査票の取集に関する事務 | 三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務 | 四 都道府県の教育委員会に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務 | 五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務 | 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務 | 七 國土交通大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 | 八 調査の広報に関する事務 | 九 國土交通大臣に対する調査票の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 | 十 國土交通大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 | 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務 | |

六 都道府県及び市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務
七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務
八 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他の必要な事項の報告に関する事務

る書類の作成及び保管その他前
三号に掲げる事務に附帯する事務

務に附帯する事務に附帯する事務